

『統治二論』の国際的文脈：「連合権力」をめぐって

安武, 真隆
関西大学政策創造学部：教授

<https://doi.org/10.15017/2231029>

出版情報：法政研究. 85 (3/4), pp.635-663, 2019-03-08. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



『統治二論』の国際的文脈

——「連合権力」をめぐる^①

安 武 真 隆

はじめに

第一章 排斥法危機（一六八〇年）カトリック・フランスとの対抗

第二章 名誉革命（一六八八年）征服と古来国制

第一節 オランダによる征服

第二節 ブリテンにおける古来国制の勝利

第三章 ロック『統治二論』再考

第一節 同君連合と「連合権力」

第二節 「自然状態」と「連合権力」

第三節 統治者の「義務」と「思慮」

おわりに

はじめに

周知の様に、ジョン・ロックは『統治二論』(Two Treatises of Government)⁽²⁾において、「連合権力(federative Power)」を「当該政治共同体の外部にあるすべての人々や共同体に対して、戦争と和平、盟約と同盟、その他すべての交渉を行う権力」(2, 146)と定式化した。そして、それを一国内における権力分立の一翼を担うものとしつつも、「執行権力ほどには、既成の恒常的で実体的な法による規制を受けるものではなく、むしろ、公共の善のために使用されるために、それを手にする者の思慮と叡智(Prudence and Wisdom)とに委ねられなければならない」(12, 147)とした。ここでは「連合権力」が、国制構想と国際秩序構想の結節点として位置づけられ、対外関係の観点から、立法権力の至高性に対する一種の留保、あるいは「立憲主義」の限界を示唆するものと理解されるのである。

しかしながら、近年の政治思想史研究の「国際論的転回」⁽³⁾の中で、ロックの(国際)政治思想の扱いは、彼のヨーロッパ外交への関与の経験やアメリカ植民地の行政経験の痕跡を読み取ったり、『統治二論』以外のテキストに着目したりするものが目立つものの⁽⁴⁾、その国制構想と密接に関連を持ちうる「連合権力」については、筆者が確認した限り、積極的に検討されているとは言えない⁽⁵⁾。例えば、政治思想史研究の「国際論的転回」を牽引するアーミティジは、ロックが提示した国王大権に帰属する「連合権力」という新語について、モンテスキューが権力分立を論じる際には採用されることなく「成果のある議論とはならなかった」と評価するにとどまる⁽⁶⁾。本稿では、ジョン・ロックの「連合権力」概念が前提にしたと思われる国際的文脈に着目することを通じて、この権力の特性を解明するとともに、ヨーロッパ初期近代に即して国際秩序構想と国制構想との思想的相克の一端を明らかにする。

かかる問題意識に基づき、本稿では、『統治二論』ないし「連合権力」の執筆・公刊に際してロックが想定したと一般に考えられている国際的文脈として、一六八〇年頃の排斥法案をめぐる危機の時期から一六八九年の名誉革命に至る

時期に着目する。⁷⁾ いわば『統治二論』を、国制構想においても国際秩序構想においても、名誉革命以降に成立したものの以外の、他でもありえた当時の文脈に再定位するのである。その上で、従来のロック研究における解釈上の争点に即して「連合権力」とそれが前提としていた国際秩序構想の特徴を浮き彫りにする。具体的には、第一に、名誉革命における同君連合との関連性、第二に、『統治二論』以外のテキストを補助線とした際に浮かび上がる国際関係構想との関連性や「思慮と叡智」の内容についての解釈の可能性について検討する。以上の作業を通じて、ロックの同時代において、国制構想と国際政治秩序構想のそれぞれにおいて、複数の構想間の併存・競合があり、その軌跡も、単線論で目的論的な把握を阻む、重層性、内的緊張や不連続に満ちていたことも示唆されるであろう。

第一章 排斥法危機（一六八〇年）カトリック・フランスとの対抗

ジョン・ロック『統治二論』の執筆時の文脈として、本稿ではまず、排斥法危機の時期において、信仰と王位継承を巡るイングランド国内での対立があり、それがヨーロッパ国際関係とも連動していた点に着目しよう。⁸⁾ 王政復古（一六六〇年）によって亡命先のフランスから帰国したチャールズ二世は、議会に対して融和的であったこともあり、国教会体制について非国教徒を排除するなど、締め付けを厳しくしていた。他方でチャールズは、一六七〇年に秘密条約をフランスと結び、ローマ・カトリック教会への支持の表明を条件に、フランス、ルイ一四世（母方の従弟）から資金と部隊の提供の密約を受けた（後の一六七二年からの、フランスによるオランダ戦争の布石となる）。

かかる状況下で、フランスとの友好関係を歓迎する動きも、イングランド国内には一部あった。イングランドは既に二度にわたりオランダと交戦していた。また、王立アフリカ会社（ヨーク公ジェイムズが創設者）や東インド会社、一定の商人層は、宮廷と議会とに影響力を行使していたが、フランスとの友好を、さらにはオランダとの戦争をも、オラ

ンダの海上貿易の独占に楔を打ち込むものとして歓迎し、ひいては海の帝国、商業国家としてイングランドの貿易振興に資すると考えた。かかる動きは、関税収入の増加をもたらし、財源に関して議会の同意に依存する王権の現状からの脱却の展望が開かれるという意味で、フランスをモデルとした絶対的統治を志向するチャールズの関心とも両立するものであった。⁽⁹⁾チャールズによる宗教的寛容志向は、この文脈に位置付けることもできよう。⁽¹⁰⁾

しかしこの密約が噂レベルで広がることで、反フランス感情の根強いイングランドでは、王権への疑念が深まり、公に発覚すると、チャールズ二世がフランスやカトリックの支配下におかれることへ懸念を、議会を中心に広めることとなった。王の弟であり王位継承権を持つヨーク公ジェームズがカトリックへの改宗を公言していたことも、懸念をさらに高めることとなった。チャールズはイングランドの古来からの国制を変えようとしているのではないか、かかる懸念が、対仏追随外交批判、ある種のイングランド・ナショナリズムとして表明され、宮廷と議会との対抗図式を生み出していくのである。⁽¹²⁾さらに、アイルランドやスコットランドに対する王権の統制強化に対する不満も、かかる声と同調する形で、増大した。

イングランド議会の指導者であったシャフツベリは、こうした恐怖と猜疑心の高まりを背景として、一六七九年、チャールズの「暴政」を批判し、議会で「排斥法案」を提示することとなった。⁽¹³⁾彼は、プロテスタント系でない者（弟ジェームズ）は王位継承から排除されるよう要求した。かくして、王位継承は国王の専管事項か、議会の介入が許容される事項か、国論は二分される。特にロンドンでは緊張が高まり、一六四〇年代の内乱が再現される、とすら思われた。しかし、議会対国王という対立が本格化する前に、チャールズ二世は、ルイ一四世からの資金提供を活用して議会工作を進めたうえで一六八一年に議会の解散に踏み切った。反対派はチャールズに代わって、庶子でプロテスタントであるモンマス公を擁立しようとするクーデタを画策していたが、突然の解散に加えて主要人物の逮捕もあり、結局未遂に終わったのである。この時ロックは、シャフツベリの腹心としてこのクーデタを擁護すべく、『統治二論』の第二部を執

筆していたとされるが、クーデタ計画が実行に移されなかったことで、この著作は公刊されないままとなった。ロックはシャフツベリの後を追って一時オランダに亡命することとなり（一六八三年）、実際の公刊（匿名）は、名誉革命によってロックが帰国した後の、一六九〇年まで待たねばならなかった。

さて以上概観した排斥法危機において、議会派（とくにウィッグ）は、カトリック・絶対主義への対抗を強め、チャールズのフランスとの関係を警戒していた。『統治二論』の表現を借りれば「この連合権力が巧みに運営されるか否かは政治的共同体にとってきわめて重要な意味をもつ」（12, 14）が故に、王権による運営に不信感を持ったウィッグは、議会による統制を強く要求していたのである。並行して審議されていた国教会のあり方をめぐる包括法案と寛容法案でもまた、カトリックの脅威に対抗し、非国教徒を含むプロテスタントの各宗派の結束が目指されていた。¹⁴かかる立場は、排斥法危機の時期のロックにおいても共有されていたものと思われる。

しかし、チャールズ二世の親カトリック・フランスの姿勢に対抗する排斥法危機の文脈に即する限り、ロック『統治二論』の「連合権力」をめぐる議論には、ある種のおさまりの悪さが付きまとう。既に指摘したように、ロックによれば、「外国人に関して行われるべきことは、彼らの行動、彼らの意図や利害の変化に大きく左右される」が故に、「連合権力」は「執行権力ほどには、既成の恒常的で実体的な法による規制を受けるものではなく、むしろ、公共の善のために使用されるために、それを手にする者の思慮と叡智とに委ねられなければならない」（12, 14）。¹⁵この姿勢は、当時ロックが共闘したと考えられる議会のウィッグの姿勢とも整合せず、国王大権の議会による統制やカトリックの国王排斥にとって効果的とは言えない。¹⁶少なくとも「連合権力」に関する限り、排斥法危機の文脈に限定して解釈することには限界があると言えよう。¹⁷

第二章 名譽革命（一六八八年） 征服と古来国制

排斥法危機やその後のモンマスの反乱⁽¹⁸⁾は、カトリックの国王に代わるプロテスタントの国王を擁立しようとした点で、名譽革命に先行する試みの失敗例と言えるかもしれない。他方で名譽革命は、代替となるプロテスタントの国王をオランダより招いたことにより、前二者とは異なる新たな局面を伴ったとも言えよう。ここでの統治の変更は、王位継承権を持つメアリとウイレムという「外国人」や、それを支援するオランダ政府という「外国勢力」の存在によって、「彼らの行動、彼らの意図や利害の変化に大きく左右される」ものとなったからである。そこで本章では、オランダの側から見た、名譽革命の、別言すればイングランド征服の、「意図や利害」を確認し、次いでイングランドの側からみた「意図や利害」を概観し、最後にロックの立論との関連を検討しよう。⁽¹⁹⁾

第一節 オランダによる征服

イングランドを征服しようとするオランダのウイレム自身は、ルイ一四世の拡張政策に対する牽制によるオランダの国益の擁護という問題意識を持っていたことが指摘されている。⁽²⁰⁾ここから、「カトリシズムと絶対主義に傾斜するスチュアート王朝に対する実力による抵抗、さらにはプロテスタント連合の盟主であるウイリアム三世のイングランド征服を正当化する」というロック解釈が導きだされることもある。⁽²¹⁾「名譽革命」におけるオランダの役割を強調するかかる解釈の代表が、イスラエルの研究である。以下、それを概観しておこう。

名誉革命は、内乱期ほどではないにしても、穏健な王位継承ではなく、オランダをはじめとするプロテスタントの軍事的圧力を背景とする支配者の交代であった。一六八八年十一月にオランダが敢行したブリテンへの軍事進攻と上陸には、ユグノー、イングランド人、オランダ人、スコット人の志願兵も含めた総勢二万以上の精鋭部隊が伴っており、一五八八年のアルマダの海戦の五倍の船団規模を持ち、当時のヨーロッパ各国を驚愕させる事態であった。かかる軍事進攻の伏線として想起されるのは、一六八五年のナントの勅令廃止にともなう、大量のユグノー難民のフランスからの流入である。これを機にカトリックとプロテスタントとの緊張が、オランダでもイングランドでも高まっていたからである。⁽²²⁾

しかしながら、イスラエルによれば、ウイレムのブリテン侵攻に協力するという、オランダ政府の意思決定に、宗教的要素が介在した余地は非常に少ないという。⁽²³⁾この作戦が、フランスとの関係を悪化させることは明らかであった。事実ルイは、オランダに対してブリテン侵攻の際にはジェイムズ二世を支援し、オランダに敵対する旨、警告していた。またオランダの安全保障に密接に関連するヨーロッパの主要国のうち、皇帝レオポルドやスペイン国王は、ジェイムズ二世に共感を寄せるカトリックの立場であり、プロテスタント的動機に由来するオランダのブリテンへの介入に対して支援をする見込みはなく、むしろ沈静化しつつあった宗教対立の火に油を注ぎかねないものでもあった。

かかる当時のヨーロッパ国際情勢において、オランダがブリテン侵攻を決意した要因として、イスラエルが着目するのが、フランスとオランダとの間の「商業戦争（guerre de commerce）」とオランダの安全保障という文脈である。「フランスとの経済戦争がなければ、イングランド侵攻もなく、ジェイムズ二世の退位もなかった」とすらイスラエルは主張する。⁽²⁴⁾かかる文脈を概観するためには、まずは、先に言及したチャールズ二世とルイ一四世との間で結ばれた秘密条約に支えられて、一六七二年にフランスが遂行したオランダへの軍事侵攻、さらにその後の一六七七―七八年の講和条約に立ち返る必要がある。

この講和によって、フランスは、ネーデルラント継承戦争（一六六七—一六八八）で獲得できなかったフランシュ・コンテ地方（ブルゴーニュ伯領）をハプスブルク家から奪取し、フランドルのいくつかの都市を獲得した。と同時に、財務長官コルベールがオランダ経済の圧迫を狙って行っていた高関税政策を放棄し、一六六四年の水準に引き下げた。ホラント、アムステルダムはかかるフランス側の譲歩に飛びつくとするが、オランダの中ではルイの拡張政策に対して警戒する声も根強かった。最終的に、フランスは領土（スペインからの継承権を主張）を獲得し、陸の帝国として果実を得、オランダは高関税の撤廃を勝ち取り、海洋国家としての果実を得たと言える。このように、一六七七—七八年の講和は、帝国と海洋という国際秩序の違いに基づきいったんは成立したと、言うことも可能である。とはいえ両陣営とも一枚岩ではなく、オランダにとつては、商業が重要である点でコンセンサスがあつても、商業の持続的發展に対するフランスの領土的脅威の影響評価をめぐって国内に対立があり（これは共和国内の海軍と陸軍の編成のあり方をめぐる対立にも反映されている）、ウィレムは安全保障と商業発展との両立という問題を自覚せざるを得なかった。⁽²⁶⁾他方で、フランスの側でも（先の高関税政策に看取されるように）帝国と国家理性の商業版とも言うべき新たな重商主義的要求が台頭しつつあった。それが顕在化したのが、名譽革命に先行するフランスとオランダとの間の「新しい商業戦争」であつた。

既に一六七八年の高関税の放棄によりフランスでは、オランダから大量の加工食品等の流入、オランダ系商人の活躍が目立つようになっていた。さらに一六八五年のナントの勅令廃止の影響もあり、大量の貨幣と人材のフランスからの流出が目立つようになった。かかる状況を問題視したフランスは、一六八七年八月にオランダからのニシンの輸入禁止、九月には一六六七七年の高関税リストの再導入を決めた。これは、フランスが大消費地であつたオランダの繊維業や海産加工業（ブリテンよりも経済的には優先度が高かつた）にとつて打撃となり、オランダ各地で不満が高まつた。フランスとの戦争は不可避であるとの声や、ルイとジェイムズが連携してオランダに攻撃を加えるとの懸念も高まつていった。これに対抗すべく、フランス製品の輸入禁止措置も提起されるが、分権的オランダでは意思統一が進まず（特にア

ムステルダムが対仏禁輸措置に対して最後まで難色を示す）、フランスへの外交的な説得工作も継続された⁽²⁷⁾。最終的には、フランス側のオランダ船籍のフランス港からの出航禁止令が、決定打となり、フランス製品の禁輸令が決定されるに至ったのである。

こうして閉塞状況になればなるほど、フランスとイングランドとの友好・同盟はオランダにとって脅威となり、これに楔を打ち込むウイレムのブリテン侵攻の公算が高まっていた⁽²⁸⁾。かかる文脈において、イングランドの有力者集団からウイレムが招請を得たことは、万民法や正戦論の伝統からして、イングランドに対する軍事侵攻や征服を遂行する正当な資格を彼が有している、あるいは「合法的な戦争における征服者」(16.177)として登場した、と主張可能な条件がそろったとも言えたのである。とはいえ、正当化可能であることと、現に実現可能であることとの間には、依然として大きな溝がある。その限りで、鍵はイングランド側の動きも握っていたとも言いうる。

第二節 ブリテンにおける古来国制の勝利

これに対して、ブリテン・イングランドの招請側が、かかる事態を「征服」として受け止めたのであろうか。以下では、古来国制の復活・継承として「名誉革命」を理解するポーコックの研究を基礎に、⁽³⁰⁾イングランド側の「意図や利害」を（ロックの立論と重ねながら）概観しておく。まず指摘しておくべきは、数十年前に経験した「内乱」の記憶がいまだ生々しく、「統治の解体」に対する忌避感がイングランド全体に濃厚であったことである。⁽³¹⁾そのような事態を再発させてはならないとの認識のもと、カトリックの王位継承者の下でも、プロテスタントである国教会と国王との協力関係が継続していた。かかる国教会の国王の協力の背景には、ジェイムズの王位がプロテスタント信仰をもつメアリー（とその配偶者ウイレム）に継承されるとの見通しもあった。しかしその後、ジェイムズ二世に男子が誕生し、それを王位

継承者として扱う動きが既成事実化してから、状況は決定的に一変することとなった。ロックの表現を借りれば「他人が権利を持つものを横取りする」「篡奪者」(17. 195)としてジェイムズ二世が再定義されうる事態が生じたとも言えよう。こうして急進的ウィッグに限らない、イングランドの有力者集団によるウイレムの招請が実現したのである。

ウイレムの招請の大義は、王位継承が蔑ろにされ、教会に対して攻撃がなされている事態を是正し、(議会の構成を王権によって操作されることのない)自由な議会の開催に立脚することにあつた。そのような大義を受けて、ウイレムは相当の武力を率いて侵攻したわけであるから、「隷属と滅亡との危機に瀕している」イングランドの本来の国制に対する「わが偉大な復興者」(諸言)として登場することが可能であつた。実際、ウイレムの事例は、「征服者の剣」がイングランドの「社会を粉々に粉碎して、征服され、ばらばらにされた群衆」にすることなく、別言すれば、「社会の解体」をもたらすことなく(19. 211)、少なくとも「合法的な戦争における征服者」(16. 177)として登場したと説明可能であり、また、王位に対する議会の優位を認めた権利の宣言に署名した(一六八九年)ことによって、征服者が被征服民の同意(16. 175、厳密には代表の同意)を得て政治的共同体を再建したものと、説明可能であつた。

他方で、ポーコックが指摘するように、これを向い撃つジェイムズの側もまた、王位継承法に基づいて息子が正当な後継者であり、それを奪うことは不当であると主張することが可能であつた。また、イングランドの一部の有力者集団による招請を、正統な王位を無視して「人民を外国の勢力に引き渡す」(19. 211)行為として糾弾することも可能であつた。⁽³³⁾ ロックないし当時の急進的ウィッグが援用した自然法論的な言説は、島国根性に満ち、古来国制の連続性に好意的なイングランドの言説の一般的傾向からすると、国制の断絶を想起させる征服概念の援用として、それほど歓迎されない可能性もあつた。⁽³⁴⁾ 名誉革命後に根強かつたジャコバイトの反攻は、かかる正当化の論理が一定程度の支持を得ていたことを示唆しているであろう。

しかし、それぞれに相応の説得力をもつ二つの正当化の論理が正面衝突し、統治を解体させ、人民に自然的権力が戻

り、武装勢力のいずれかを正統な統治者として決断し信託し直す、という展開は見られなかった。先行する内乱の時代のように、それぞれの正義を主張する両勢力が、「勝利の女神は正義の側に味方する」(617)と信じて「天に訴え」、本格的な武力衝突に至り、相対立する二つの正義が可視化され人民に選択を迫る前に、ジェイムズは、徹底抗戦することなく首都を離れ、フランスに亡命し、事実上「退位」したからである。ポーコックによれば、内乱勃発に至る前に決着がついた結果、ロックが想定したような「統治の解体」は生じず、旧来の国制が温存され、そこにウィリアムは新たな国王として就任すればよかった。こうして名誉革命は、「古来の国制の勝利」「ジェイムズの悪しき行動は古来の国制の侵犯」と総括することが可能になったのである。⁽³⁵⁾

そして興味深いことに、オランダ側も、「外国勢力」の主導性、「征服」としての側面を、隠蔽しようと試みた。軍事侵攻に先立ち、イングランドの世論にとって受け入れやすい論理でのパンフレットの出版・配付の働きかけを行っただけでなく、対外的にも、あくまでもイングランドの国内問題として説明する外交努力を展開することで、ヨーロッパの勢力均衡を脅かしたり、宗教的対立の火に油を注いだりしかねない言動を慎んだのである。この点でオランダは、⁽³⁶⁾イングランド国内のプロパガンダ戦でも、ヨーロッパ諸国への外交工作でも、ジェイムズに勝利したといえよう。以上のオランダとイングランド双方の「意図や利害」故に、イングランド内では、名誉革命の国際的文脈は後景に退き、一国的な国制理解が温存され、カトリックとジャコバイトの排除が既定路線化していくという展開を確認することができよう。⁽³⁷⁾

第三章 ロック『統治二論』再考

第一節 同君連合と「連合権力」

以上のような名誉革命の文脈に、改めて『統治二論』の「連合権力」を位置づけてみれば、その権力を「手にする者の思慮と叡智に委ねる」とのロックの説明が、ウィリアムとメアリが国王大権を掌握している事態と整合することが分かるであろう。またオランダとイングランドの事実上の同君連合によって、両国の「連合権力」の境界線は曖昧となり、少なくともイングランド側から見れば、立法権力の及ばない余地がいつそう生まれざるを得なかった筈である。カトリック・フランス・絶対君主政という觀念連合が成立している当時のイングランドにおいて、プロテスタント・オランダ・分権的共和国の支援により、古来の国制の「復活」が可能となった。⁽³⁸⁾ イングランドをしかるべき国際的文脈に位置づけ直すにあたり、オランダの総督でもあったウィリアムに「連合権力」を一任し、立法権力の統制の外に時として置くことは、一定の妥当性を持っていたとも言えよう。

しかし同時にそれは、ポーコックが指摘するように、イングランド、スコットランド、アイルランドの三王国が、ヨーロッパにおける覇権をめぐるルイ一四世とウィリアム三世との戦いに巻き込まれ、ヨーロッパ型の主権国家形成を促されることをも意味した。⁽³⁹⁾ そしてその矛盾は、イングランドよりもスコットランドとアイルランドで顕在化したと言えるのである。一六八八年以降の事態の推移は、イングランドにとっては、名誉ある無血の統治者の交代として捉えることができる。したがって「連合権力」を、オランダと密接な関係を持つウィリアムにある程度一任できたかもしれない。しかし、三王国から構成される複合国家の枠において名誉革命を捉えるならば、「スコットランドでは民族戦争ではなく

内乱であり、アイルランドでは再度の征服戦争」という形態をとったとも指摘される⁽¹⁰⁾。そもそも、スコットランドやアイルランドとの関係を「巧みに運営する」ことは、イングランドという「政治共同体にとって極めて重要な意味を持つ」筈であるが、同君連合という形態であるが故に、ロックのいう「連合権力」と「執行権力」との境界が曖昧になりかねない。果たしてスコットランドやアイルランドの「意図や利害」はどの程度考慮され、イングランド（ひいてはオランダ）の「意図と利害」がどの程度貫徹したのであるうか。この点について十分に踏み込んだ検討をする余裕はないが、オランダとの同君連合とは質的に異なる点を幾つか指摘できるであろう。

ウィリアムの王権は、スコットランドでは、革命後もジェイムズの残党との正統性をかけた戦いを継続した挙句、その死後の一七〇七年にイングランドとの「合同」を迎えることとなる。そこに至る過程でスコットランドに譲歩してウィリアムが設立を許可したアフリカ・インド会社は、ダリエンという現在のパナマ運河に近い場所に、大西洋・太平洋間の貿易の中継地点を設立するという、オランダ型の国際展開を目指すことでスコットランドの貿易振興を画策したが、頓挫した。イングランドの東インド会社と利害の競合があった上に、アメリカ植民地周辺におけるスペインの覇権に挑戦することは、イングランドにとってもオランダにとっても、当時は得策でなかったからである⁽¹¹⁾。

他方アイルランドでは、カトリックが大勢を占めていたものの、少数のプロテスタントに土地と権力を独占されていたため、革命後もジェイムズに対する期待が高かった。アイルランドの蜂起とともにルイ一四世の支援を得たジェイムズが進軍したが、最終的にウィリアム三世自らがアイルランドに上陸し、これを鎮圧した。さらに、名誉革命を契機に打ち立てられた権利と自由に触発され、貿易の権利も含め、かかる権利と自由がアイルランドのプロテスタントにも適用されるべき、との主張が現地で展開され、「『統治二論』の著者」に意見を求めるといった事態も発生した⁽¹²⁾。ロックは、イングランドの経済利益が毀損することを懸念して「アイルランド産の羊毛製品の輸出は、それがどのような種類であれ、制限され、処罰されるべき」と提言していたが、当時のイングランド議会も同じ歩調で進み、立法措置としてアイ

ルランド発の貿易に規制と制限を加えることが検討された。アイルランドについては「連合権力」の出る幕はなく、もはやイングランドないしブリテンの国内問題として処理され、アイルランドの経済成長を妨げることがイングランドにとって「賢明だけでなく、正しいことでもある」とされたのである。⁽⁴⁴⁾かくして、スコットランドとアイルランドは、イングランドへの「従属」と引き換えに、啓蒙と文明化への道を得た、⁽⁴⁵⁾との見方が成立するのである。

第二節 「自然状態」と「連合権力」

次に、ロックの「連合権力」が想定したと思われる国際秩序構想をめぐる解釈上の争点を手がかりに、「連合権力」の性質について検討しておこう。ロックの国際秩序構想について、自己保存と国家理性に力点を置いたホッブズに近い国際関係観を持っていたとの解釈⁽⁴⁶⁾に対して、ロックの約束や宣誓、さらには各人の義務を重視する世界観が、自己保存を基礎とする国家理性論とは対照的であるとして、かかる解釈の妥当性に疑念が表明される、という古典的対立がある。後者の場合、ロックの立論が国家間関係における条約の一方的な破棄といった実践の説明に困難をきたす点が指摘される。⁽⁴⁷⁾このような国際関係をめぐる対照的な解釈は、ロックの「自然状態」に内在する二重性を反映するものでもあろう。

一方で、*federative* というロックの造語は、合意や同意を意味するラテン語の *foedus/foederat* に由来するが故に、対外関係を平和裏に構築しようとする方向性を持っており、それほど戦争や対決志向とは言えないとの見方が成り立つ。その限りでホッブズのように、国家相互の嫉妬の中で「王国の国境にある要塞や守備兵や鉄砲」「隣国に対する絶えざるスパイ」にあふれる「戦争状態」を、ロックの国際関係の典型とみなす⁽⁴⁸⁾ことには無理がある。ロックによれば、「世界における独立した統治体の君主あるいは支配者はすべて自然状態のうちにある」⁽⁴⁹⁾が、「いくつかの国家や王国の間で、他国が所有する土地への要求や権利を明白に、あるいは黙示的に否認する同盟が結ばれ、各国は、共通の同意

によって他国に対して本来的にもつていた自然の共有権への主張を放棄し、明示的な合意によって、地球のそれぞれの部分と区画とに対する所有権を確定することとなった」(51c) からである。ここでは、ヨーロッパにおける主権国家間の相互の合意に基づく平和裡な共存がある程度想定されていると言えよう。

この点に関連して、ロックが後年展開したもう一つの「政治」に関わる立論を、「連合権力」に期待される「思慮と叡智」の具体的な展開として理解することができるかもしれない。ロックは、最晩年の作品「ジェントルマン向けの読書と勉強にかんする若干の考察」(一七〇三年)において以下のように主張する。「政治は互いに異なる二つの分野を含む。一つは社会の源泉、および政治権力の起源と範囲にかかわり、もう一つは社会における人間統治の術 (art of governing men) にかかわる」⁽⁵⁰⁾そして前者を対象にしたものの一つとして『統治二論』が挙げられ、後者の「術」は、経験と歴史を通じて学ばれるとする。この「術」について、厳しい敵対関係にある他者とすら共存するための「文明の作法」として、宮廷の人文主義における「礼節 (civility)」に由来する態度と結びつけて解釈される場合がある。⁽⁵¹⁾「交際において誰に向かつても蔑視、あるいは軽蔑を示さないように留意する」と定義される「礼節」が、ロック以前においては、宮廷における社交や外交の舞台で必須のものとして論じられ、ロックにおいては、より水平的な場を前提として展開される⁽⁵²⁾。かかる立論は、国内的にであれ、国際的にであれ、自然法の規範力を前提に社会・社交の世界が成立すると解釈する限りは、『統治二論』の立論と整合的ではある。

他方で、「自然状態」における一般的な記述の場合と同様、かかる社交と外交の世界が、「戦争状態」に転化する可能性がまったく無いとも言えない。「すべての人間は自然法の侵犯者を処罰する権利を持ち、自然法の執行者となる」⁽⁵³⁾し、国際社会としての「自然状態」においても各国は、自然法違反者を処罰しうる。また、「連合権力」の権能の中には「戦争」が明記されているからである。そして本稿が示唆したように、ロックが、排斥法危機や名誉革命の段階では、国王大権を「手にする者の思慮と叡智とに委ねる」場合と、国王の私的な意思に従って恣意的に権力を行使していると判

断する場合との区別を、つまるところカトリックかプロテスタントのいずれを奉じるのか、フランスとオランダのいずれと提携するのか、生命・自由・財産の保全という公共善の実現と絶対君主政とは両立するのか、という論点と連動ないし立脚させた点は看過できない⁽³³⁾。ロックのかかる姿勢を説明するには、かかる「人間統治の術」のもう一つの解釈に踏み込む必要があろう。

第三節 統治者の「義務」と「思慮」

一国が直面する対外関係は、社交や外交、あるいは戦争のいずれにも転びうるものである。これに対して「連合権力」をもつ統治者によって、個々の状況に即して発揮される「思慮と叡智」の作用が、ロックの場合、なぜ反フランス、反カトリックに帰結するのか。この点について、ロックに即してかかる「思慮」の展開過程を示唆するものとして、彼の初期のテキストを参照することも可能かもしれない。既に排斥法危機に先立ち、一六六七年以降に執筆の『寛容論』において彼は、カトリックへの寛容の是非を論ずるにあたり、国内外のカトリック教徒ないしフランスの「意図と利害」とを検討している⁽³⁴⁾。この段階でのロックによれば、第一に、神が統治者に対して「社会において人々が互いに静穏かつ快適に生活するために権力を授け委託した」という経緯から、神が統治者に対して普遍的な規定として課す「義務」という原理的次元において、人間社会に直接的に影響を及ぼさない見解や行動については、カトリックへの寛容の余地がある。しかし、神との関係を離れて、「この王国の安全と平和を確保し、福利を増進させる」という意味で、寛容政策が世俗の統治者にとって利益になるかどうかは、目下のイングランドの具体的状況における、個々の宗派の特性を検討した上での「思慮」の問題となる。

ロックによれば、「王国の安全と平和」は、「敵」に対する「友」の数的優位に、「福利の増進」は、臣民の数と勤労の

増加に立脚するが、カトリックへの寛容は、いずれの点においてもイングランドの統治者の利益にならない。ロックはカトリックを「教皇主義者 (papists)」と呼び、彼らが「和解したい敵」であることを以下の点に求める。第一に、カトリックには王国の統治にとって破壊的な教説が含まれている。第二に、カトリック諸国では他宗派に対して不寛容であり、イングランドだけが不寛容に対して寛容で臨むことは、統治への妨害を助長することになる。第三に、「教皇主義者」は、無謬と信じる教皇を盲従し、イングランド国王に忠誠を果たさない。教皇の指示によっていつでも国王への服従義務から免れ、武器をとって秩序を攪乱する恐れがある。なぜなら「教皇主義」は、人々の無知と熱狂に付け入り、聖職者達の手練手管と精励や、権力と暴力によって維持されているからである。さらに、「好意を持ち支援する、同じ宗教を持つ手近な近隣の君主の力を得る場合」には、事態は一層危険となる。第四に、不寛容政策によって、国内のカトリック教徒の数の増加は阻止可能であり、加えて、イングランド国王が「プロテスタントの盟主として」カトリックを抑圧することで、プロテスタント陣営の結束が固まり、(亡命プロテスタントの流入により) 臣民の増加と勤労の促進に寄与する。このように、カトリック教徒への不寛容と非国教徒プロテスタントへの寛容がセットになることで、「敵」に対する「友」の数的優位と臣民の数と勤労の増加がもたらされるとするのである。

かかるカトリックやフランスの脅威の強調、非国教徒のプロテスタントへの寛容・包括という姿勢は、後の名誉革命期にも持続しており、ロックは、『統治二論』公刊後の未公刊冊子「忠誠と革命について」の中で、イングランドを「教皇主義と隷従」から解放したウィリアムを擁護し、ジェイムズ二世が復位するならば、イングランドは「イエズス会士が支配しフランスが主人となり」「教皇主義の怒りや復讐」にさらされ「自国の宗教、自由、安全が危機にさらされ、それらを失い」「流血、殺戮、荒廃」がもたらされる警告した。ロックの見立てでは、「強力かつ油断のならない敵」が国内に潜み「密偵や熱心な同志」が国内の不信を助長し「無秩序と混乱」をもたらすことで、ウィリアムを「篡奪者」とし「王冠を奪おうとしている。」これに対抗すべく、各宗派に意見の一致がなくなるとも、イングランドの公的事柄につ

いて連帯し、「キリスト教徒の安全保障同盟」を維持することが重要である、とするのである。

このようなカトリック並びにフランス君主政に対する敵対的な態度は、先行するフランスのユグノーの立論に近いものを感じさせる。ただしロックの場合、かかる態度選択は、何らかの原理的な規則に基づく「義務」としてではなく、「思慮」の問題として処理されている。ここでの論じ方の変化や、前提となる国際秩序構想の相違を確認すべく、以下では、フランス宗教戦争の時代に公刊された暴君放伐論との比較へと進もう。

まず、カトリックの統治者を「暴君」とし、それに対するユグノー側の抵抗の論理を提示した前世紀の著作、「暴君に対する権利の主張」(*Vindiciae contra Tyrannos*)⁽⁵⁶⁾(一六七九年)と比較すると、ロックが敢えて展開しなかった論点が何であるのかが明瞭になる。まず、『暴君に対する権利の主張』においては、神の教えの実現・擁護が直接の武力行使の根拠であるが故に、「暴君」への抵抗は「権利」であるにとどまらず「義務」であった(II-10)。またユグノーにとつての「真の宗教」の擁護が目的である以上、カトリックへの寛容の余地はなかった。これに対しロックの場合は、より世俗化された生命・自由・財産の脅威が根拠となっており、人民は常に「天に訴える」訳ではなく、その「権利」は極限状態に限定されて発動されるに過ぎない(19:330)。さらに、カトリックに対する不寛容の是非は教義の内容のみならず、イングランド国家の「安全と平和」の確保、「福祉の増進」という世俗的目的との適合性にかかっている。

さらに『暴君に対する権利の主張』は、近隣の君主の介入可能性について、キリストを頂点とする一つの身体としてのキリスト教世界(プロテスタント)の一部が危機に曝されている時、それを救済しようとする君主の熱意が国境によって妨げられるべきではない、とする。むしろ、神の教会を「暴政」から解放し、征服されたキリスト者を奴隷のくびきから解放するのは、君主の「義務」であり、傍観する者には、神の裁きが待っている、とすら警告する(IV.1.4.6)。これに対して、ウィリアム不支持がもたらすものとしてロックが警告するのは、あくまでの世俗秩序の荒廃である。また、R.タックが指摘するように、ロックの立論は、グロティウスやプーフェンドルフに代表される自然法論や万民法

論の系譜と重なっている。⁽⁵⁷⁾ここで注目すべきは、グロティウスの貢献が、複数の主権国家が併存する状態を所与として、かかる国家間関係を規制する法的言語を提供することであり、⁽⁵⁸⁾宗教戦争期のように、プロテスタントであれカトリックであれ、ヨーロッパ大での宗教的統一を視野に入れた武力行使は想定されていないことである。さらにロックのプロテスタント信仰や、ジェイムズ・フランスに対する攻撃は、（スコットランドとアイルランドについてはさておき）海峡を渡って拡大・展開していくものではなく、より防衛的なものに留まっており、オランダとの同盟の維持と国内のプロテスタント系宗派の結束・連帯が訴えられるにとどまる。

このように、ロックにおいては、武力介入と武力抵抗との国境を越えた展開の可能性が、後景に退いている。宗教の普遍性はもはや強調されず、ヨーロッパ世界の分割と均衡を半ば前提としつつ、*status quo*を説明する際の指標の一つとして機能しているとも言える。ロックの立論には、反フランス・反カトリック的態度を帯びているとはいえ、前世紀のユグノーのような、他のヨーロッパ諸国における「暴君」を排除し、プロテスタントの国家を樹立するよう介入することを「義務」として求めるような強い姿勢はあまりない。むしろ、そのような試みが徹底した内戦状態を引き起こしてしまったことを踏まえている点で、一八世紀の「啓蒙」⁽⁵⁹⁾の文脈につながる契機を内包していると言える。

確かに、反カトリック・反フランスという姿勢は、ロックによって終生ほぼ一貫して抱かれ、時にその調子の激しさも相まって、当時のイングランドで広く抱かれていた観念連合を前提とする限り、事実上、他の選択肢を否定し、特定の判断と行動を強いるものとして展開されているとも言える。それは、個人に対して、政治的に賢明であれとの脅迫の下に、プロテスタントを選択することを要求するものでもある。とはいえ、それは君主の「義務」ではなく、（少なくとも理論上は）あくまでも世俗的秩序の維持と繁栄のために、複数併存している選択肢の一つから「思慮」に基づいて選び取られたものである。またかかる判断も、カトリック側やイングランド国内の事情が変化すれば、他の選択肢も視野に入ってくる理論的可能性を持っているのである。⁽⁶⁰⁾

おわりに

以上の概観からも窺えるように、ジョン・ロックの国制構想は、国内的にも別の国制構想との競合の中で表明されたと同時に、当時競合・併存関係にあった複数の国際秩序構想の一つを前提にして展開されたものであった。⁽⁶¹⁾確かにそれは、イングラントの全般的な議論の傾向からするとやや例外的に、理論志向であったが故に、歴史的・地理的文脈を越えた適用可能性に開かれていた、とも言える。ただし、その際の適用の是非にあたっては、当該文脈における、国際秩序構想の可能性の束と幅の中の、いずれと結びつくのか、という論点を回避することが出来ないであろう。そのような選択自体「連合権力」を手にする者の「思慮と叡智に委ねられなければならない」とするか、あるいは、一定の選択を「思慮と叡智」によるものとして（事後的に）構成せざるを得ないであろう。それは、国制構想の適切さを考えるにあたって避けては通れない作業であろうが、事前に成功への確固たる展望がどれだけあろうとも、明白な誤りであったとする事後的評価の余地が絶えず残る、不安定で賭を伴う作業でもあろう。⁽⁶²⁾

また、「連合権力」というロックの造語は、その平和志向の語感が、その後の革命と介入戦争の時代にそぐわなかったと言えるかもしれないが、アーミティジが言うように「成果のある議論とはならなかった」と結論付けるのは早計であろう。⁽⁶³⁾事実、国際政治の歴史を振り返れば、「外国人に関して行われるべきことは、彼らの行動、彼らの意図や利害の変化に大きく左右される」が故に、立法権力の制約のもとに置くことが難しく、外交交渉を担当する者の「思慮と叡智とに委ねられなければならない」との考え方は、二国間の秘密交渉を重視し、職業的軍人と宮廷の貴族や王族によって担われる古典外交と親和的である。⁽⁶⁴⁾そしてかかる考え方は、E. H. カークが指摘したように、第一次世界大戦の勃発前まで、「国際関係を扱う仕事は、職業としてこれに携わる人たちだけの関心事であった。民主主義国であっても、対

外政策は伝統的に政党政治の管轄外とされていた。だから国の代議機関にしても、外務省の複雑怪奇な行動をみずからきめ細かくコントロールできる、などとは考えてもいなかった」という形で継承されるのである。⁶⁵ ロックの「連合権力」のその後の帰趨を確認するためには、一九世紀の古典外交において「連合権力」の機能的等価物が、帝国主義の展開の中でいかに作用し、いかに言語化されたのかを追跡する必要がある。

(1) 本稿は、二〇一八年二月一日(日)日本政治学会(関西大学) D4【公募企画】「国際秩序思想と憲法」における報告原稿「啓蒙期のヨーロッパ国際秩序構想と国制構想における相克―『統治二論』と『連合権力』」の前半部分に加筆修正を加えたものである。草稿にコメントを下さった中谷猛氏、加藤節氏、荻部直氏、森川輝一氏に御礼申し上げる。

(2) ジョン・ロックの『統治二論』のテキストについては、以下に依拠した。John Locke, *Two treatises of government*, edited with an introduction and notes by Peter Laslett, Cambridge University Press, 1988. 加藤節訳『統治二論』岩波書店、二〇〇七年。典拠については、特に断らない限り、第二論文の章と節番号を本文中に記した。

(3) D. アーミティージ『思想のグローバル・ヒストリー…ホブズから独立宣言まで』山田園子他訳、法政大学出版局、二〇一五年 (*Foundations of Modern International Thought*, Cambridge University Press, 2013)・R. タック『戦争と平和の権利…政治思想と国際秩序…グローテウスからカントまで』萩原能久監訳、風行社、二〇一五年 (*The Rights of War and Peace: Political Thought and the International Order from Grotius to Kant*, Oxford University Press, 1999) などを参照。これらの研究によれば、初期近代以降のヨーロッパにおける国際秩序構想には、帝国、海洋、宗教、勢力均衡、政治経済学など、複数の構想間の併存・競合があり、その軌跡も、単線的で目的論的な把握を阻む、重層性、内的緊張や不連続に満ちている。中でもその不連続性に着目すると、初期近代から啓蒙期のヨーロッパ政治思想に限定しても、信仰の分裂、「新世界の発見」に伴う交易・商業の台頭、七年戦争、革命と反革命といった契機が浮かび上がる。一国史的な視座を超えるかかる試みは、ある思想や議論の特定地域との繋がりが、国境を越えた思想の伝播や継承、異なる文脈や問題関心への適用に伴う読み替えへの関心(空間論的転回)とも接合する。なお、著者による早い段階での試みとしては、安武真隆「Imperium vs respublica? ―17―18世紀フランスにおける帝国、世界君主政、勢力均衡」『思想』一〇二〇号、二〇〇九年四月、同「ヨーロッパ初期近代における宗教ガバナンス―「世界君主政」をめぐるユグノーの教義と連帯」遠藤乾編『グローバル・ガバナンスの歴史と思想』有斐閣、第九章、二〇一〇年、同「人道的介入」の政治的ディレンマ…NATOによるユーゴスラヴィア空爆の事例を手がかりに」『関西大学法学論集』五二巻二・三号、二〇〇一年九月。

- (4) アーミティジ前掲書、第五―七章、タック前掲書、第六章。注61も参照。
- (5) 本稿では後述するように、ラスレット、コックス、ジョン・タンにおける「連合権力」をめぐる解釈を手掛かりとした検討を展開する。なお、アッシュクラフトは「連合権力」について言及しておらず、該当箇所を執行権力ないし国王大権の問題として立法権力との関係を示唆することになる。Richard Ashcraft, *Revolutionary Politics & Locke's Two Treatise of Government*, Princeton University Press, 1986.
- (6) アーミティジ前掲書、一一八―一九頁。
- (7) P. ラスレットの古典的ロック研究以来、「統治二論」のテキストのかんりの部分が、名譽革命に先行する排斥法案をめぐる危機の時期に執筆された公算が高いとされ、執筆と公刊との意図のズレが指摘されてきた。ただし名譽革命後に初めて公刊（一六九〇年）された『統治二論』の「緒言」でロックは、「わが偉大な復興者、わが現国王ウィリアムの王座」に言及していることから、名譽革命と『統治二論』との関連性についても、依然として看過することができないであろう。『統治二論』の執筆時期をめぐる論争については、以下も参照。J. R. Milton, *Dating Locke's Second Treatise, History of Political Thought*, 163, Autumn 1995, pp. 356-390.
- (8) 浜林正夫『名譽革命史』上、未來社、一九八一年、七四―六頁；Ashcraft, *op. cit.* p. 17
- (9) Ashcraft, *ibid.* pp. 189. Moneyed interest-landed interestとの対立が既にここに看取出来るかもしれない。なお、当時のオランダをカルタゴになぞらえ、その打倒を叫んだのは、後に下野し宮廷と対立関係に入るシャフツベリであった。しかし、彼はこの段階では密約の詳細を知らされていなかったとされる。
- (10) 一六七二年の信仰許容宣言は、カトリックの容認とともに、国王大権による議会制定法（国教会統一法）の適用の免除・猶予の措置を通じて、国王に忠誠を誓う非国教徒の支援を獲得することも目的とされた。青柳かおり「イングランド国教会…包括と寛容の時代」彩流社、二〇〇八年。
- (11) 「イングランド人は、フランスを普遍君主政とするために雇われ（paid）」「イングランドは少なくともフランスの属国とならざるを得ないのではないか」との疑念も、既に一六七三年には表明されている。Ashcraft, *op. cit.* p. 21.
- (12) 当時のウィッグでは、フランス、絶対君主政、カトリックの教皇支配という観念連合が一定の説得力を持っていた。「全世界には二種類の君主政しか存在しない。ひとつはフランス君主政のように絶対的で制限のないもので、その臣民の生命を国王が自由に取り扱える。宮廷の奢侈のために、ほかの国の財産を侵害し、卑しい資産を持つ小物達が国務大臣である。絶対君主政の人物は誰であれ、私には疑わしい。リシユリユー枢機卿は、モンモラシー公ほど偉大な人物を容赦したりはせず、ただその首を切り落としただけであった。全ては絶対君主政を支援するためである」「教皇と奴隸、まるで二人の姉妹のように、手を携えて進む」(Sir Henry Capel, 7 January 1681, quoted in Dunn, *op. cit.* p. 44.) また一六七八―一八一年の「カトリック陰謀事件」は、イングラ

ンドの反カトリック感情を高める捏造事件となった。

- (13) 浜林前掲書、第二章。Peter Laslett, introduction, in Locke, *Two treatises of government*.

- (14) 青柳前掲書、三章。これに先立ち、ロックもまた既に一六六七年以降に執筆の『寛容論』において、カトリックへの不寛容を正当化し、プロテスタント諸派の包括を志向する議論を展開していた(後述)。

- (15) 類似の表現として「多くの場合、最善の技巧によって政治的共同体の利益のために用いられるように、その権力を任された人々の思慮に委ねられなければならない」(12, 147)。

- (16) 既にジョン・ダンが排斥法危機向けのパンフレットとしては「著しく出来の悪い (notably ham-fisted)」と指摘している。Dunn, *op.cit.* pp. 537. ロックが、選挙制度の改革、議会の招集において国王大権に主導権を与え、ウィッグが主張した議会の定期的開催について消極的であることも、ダンのかかる評価の根拠となっている。これらの点について、アッシュクラフトは急進的ウィッグの中のロックの非典型性を指摘して反論している。Ashcraft, *op.cit.* pp. 1845.

- (17) クーデタ成功によりモンマス公が王位に就いた際の記述と読むことも可能であろうが、本稿では踏み込んで検討することが出来なかった。

- (18) チャールズ二世の弟でカトリックを公言するジェイムズは、一六八五年にイングランド・スコットランド・アイルランド王に即位した。この際に、チャールズの庶子でプロテスタントのモンマス公が、継承権を主張して反乱を起こすも、鎮圧され処刑された。また、これに先立ち一六八三年には、チャールズ二世とヨーク公ジェームズの暗殺計画である「ライハウス陰謀事件 (Rye House Plot)」の発覚により、アルジャーノン・シドニーが処刑されている。アッシュクラフトは、『統治二論』との関連性について、排斥法危機よりもこの事件を重視しているようである。

- (19) 浜林前掲書、第三章。なお本稿の視角は、「たんに名誉革命の正当化という旧来の視点だけでなく、ウィリアムという外国人君主を新たに主権者として招き入れるという、いわば inclusion crisis の観点から新たに解釈できるのではないか」との木村俊道氏の問題提起に応えるものでもある。木村俊道「文明の作法―初期近代イングランドにおける政治と社交―」ミネルヴァ書房、二〇一〇年、一六五頁。

- (20) Jonathan Israel (ed.), *The Anglo-Dutch Moment: Essays on the Glorious Revolution and Its World Impact*, Cambridge University Press, 1991, general introduction & ch. 3 (The Dutch role in the Glorious Revolution).

- (21) 長谷部恭男『憲法の理性』東京大学出版会、二〇〇六年、第三章。同「比較不能な価値の迷路」東京大学出版会、二〇〇〇年、一六七頁は、「外敵の攻撃に降伏することで、以前よりもむしろ社会全体の厚生が(長期的には)向上したかに見える歴史の実例」とし「日本を占領したマッカーサー」との「一定の歴史の符合」を見出す。かかるオランダ理解は、後述のロックにおける「友」

「敵」関係と対応しない。

(22) *Israel, op. cit.*, pp. 106-7, 111. オランダの各都市に移住したユグノーには神学者・哲学者が含まれ、カルヴァン主義の正統的な主張を強化し、ルイ・四世に反対する声を上げていた。また、ドイツ・プロテスタント諸侯から一万四千人の熟練兵の派遣を一六八八年九月に秘密協定により確保もしている。

(23) 通俗的には、ウィレムの軍事進攻は宗教的観点から説明されがちである。しかし、それが、以前と同じ宗教的要素として把握可能なものか、「商業戦争」よりも重要かどうかでは、論争がある。イスラエルによれば、宗教を根拠にしてオランダ政府が国際舞台で何らかのアクション、とりわけ軍事行動を遂行することはなかったし、そのように周辺諸国からも一般に信じられていた。同時代人が、オランダの軍事侵攻を宗教的観点から理解することは、ほぼなかった。*Israel, op. cit.*, pp. 111-2.

(24) *Israel, op. cit.*, p. 115. 浜林前掲書、第二章。

(25) アーミティジ前掲書、第三章「象と鯨―世界史における帝国と海洋」参照。

(26) オランダ内部の内紛を見て、フランス側はオランダによるブリテン侵攻の可能性を低く見積もり、一六八五年のプファルツ選帝侯カール二世の死去以来、プファルツ継承権を主張していたこともあり、一六八八年にドイツのプファルツ侵略を開始した。ウィレムはかかる動向も踏まえてブリテン侵攻を敢行したと思われる。*Israel, op. cit.*

(27) オランダ側の好戦性が、ルイに対する心理的圧迫として作用することを穏健派は期待した。*Ibid.*

(28) この点をイスラエルは以下のように要約する。「かかる状況下でオランダ国家が安全を確保する唯一の道は、ジェイムズ二世の「絶対権力」を早急に打倒し、イングランド内の親仏勢力たるカトリックを押さえ込み、議會を招集し、その權威を復活させ、イングランドをフランスに対抗させることである。オランダのブリテン侵攻の本質的目的は、極めて限定されており明確に表明されていた。それはイングランドの王位とその国（民）を、「友邦と同盟国にとって、とりわけこの国にとって、有益なもの」とすることであった。九月二十九日のホラント諸州の内密の決議文によれば：「プロテスタントの信仰を保護し、オレンジ公と王女のイングランドにおける王位継承上の利益は、明らかに二次的な理由として添えられたものであったが、両者は戦略的な要素にくらべて強調されなかった」(*Ibid.*, pp. 190-20).

(29) 以上の概観は、ロックから見たオランダの「意図や利害」の同定として、甚だ不十分であることを認めなければならない。少なくともロックは『統治二論』において「征服」それ自体を支配の起源とはしていない(16, 175)。とはいえ、侵攻前にロックはオランダに滞在しており、侵攻直後には、レモンストラント派の神学者、フィリップ・ファン・リンボルヒュ(*Philip van Limborch*)から、以下のような書簡も受領しており、オランダの動向に無知であったとはいえない。「我々は、貴国における事態の幸福な帰結にとって、ヨーロッパの事態が、この事態に大いに左右されることに、貴国が無自覚では居られないことを、我々は

- 望むところだ。」E. S. de Beer ed., *The Correspondence of John Locke* (8 vols, Clarendon Press, 1976-8), III, p. 607 (Van Limborch to Locke, 26 April/6 May 1689).
- (30) J. G. A. ポーロック「島々の発見」『新しいブリテン史』と政治思想「犬塚元監訳、名古屋大学出版会、二〇一三年、第7章「歴史のなかの第三の王国」第8章「一六八八年の意義」(*The Discovery of Islands: Essay in British History*, Cambridge University Press, 2005, 原論文の初出は「それぞれ」二〇〇三年と一九九一年); J. G. A. Pocock, *The Fourth English Civil War: Dissolution, Desertion and Alternative Histories in the Glorious Revolution, Government and Opposition*, 232, 1988, pp. 151-66; *idem*, *The Ancient Constitution and the Feudal Law*, Cambridge University Press, 1967.
- (31) 国王に背いて武器を取ることは不法であり、国王の協賛なしに議会は立法し得ないことが確認されていた。ジュリアン・H・フランクリン「ジョン・ロックと主権理論」今中比呂志・渡辺有三訳、御茶の水書房、一九八〇年、四章(原著一九七八年)。
- (32) 既に、服従を調達するために議会の構成を操作しようとするジェイムズの試みは、「統治の解体」をもたらしかねない「立法府の改変」とも表現できるものであった。アッシュクラフトは、『統治二論』第九章「統治の解体について」について、「兵力、財力、官職」を駆使して君主が立法府を改変することで、反対する者を「脅迫し抑圧する権威を手中にし」「外国による征服とほとんど異ならない結果を引き起こし」「人民を外国の勢力に引き渡し」「統治の解体」をもたらすことになる、との記述を、急進的ウィックがジェイムズ二世の一六八八年頃の言動と重ねて理解するよう、出版直前に二二二節に要約して記載したと解釈している。Ashcraft, *op.cit.* pp.546-7.
- (33) 事実、名誉革命後には「フランス王がウイリアムを「篡奪者」と呼ぶ」に対して「ロックは「もともと邪悪な(pernicious)見解」と評価している。On Allegiance and the Revolution (1690), in Locke, *Political Essays*, Mark Goldie (ed), Cambridge University Press, 1997, p. 311: 「忠誠と革命について」『ロック政治論集』山田園子・吉村伸夫訳、法政大学出版会、二〇〇七年、二六四頁。
- (34) Pocock, *The Ancient Constitution and the Feudal Law*.
- (35) ポーロック前掲書、一五六頁、フランクリン前掲書、第四章。
- (36) Israel, *op.cit.* p. 123.
- (37) とはいえロックの立論の適用可能性についてのアーミティージの以下の指摘は示唆に富む。「ロックが『統治二論』で提示した議論の大半は、世界の様々な地域における権利保有者としての成熟した人間すべてに適用可能であった。そうした人間は、貨幣経済、私有財産制、臣民あるいは市民の相続を保護する政府を有するのである。」前掲書、第五章、一二〇頁。
- (38) その限りで古来国制の提示もまた、ある特定の時期に展開され構成された言説である。犬塚元「クラレンドンのホップズ「リヴァイアサン」批判 ステュアート王党派の「君主主義」政治思想とその系譜分類をめぐって(一)(二・完)」『法学』七六巻三号、

二〇二二年八月、七六巻六号、二〇一三年一月。

(39) ポーロック前掲書、一三三三、一三四頁。

(40) ポーロック前掲書、一三四頁。

(41) Istvan Hont, 'The "Rich Country-Poor Country" Debate Revised: The Irish Origins and French Reception of the Hume Paradox', in Carl Wennerlind and Margaret Schabas eds, *David Hume's Political Economy*, Routledge, 2008, pp. 243-323; David Armitage, 'The Scottish Vision of Empire: Intellectual Origins of the Darien Venture', in Robertson (ed), *A Union for Empire: Political Thought and the British Union of 1707*, Cambridge University Press, 1995/2006, pp. 97-118. イニエートマン・ハント「貿易の嫉妬 国際競争と国民国家の歴史的展望」田中秀夫監訳、昭和堂、二〇〇九年、序文（原著二〇〇五年）

(42) Hont, *op.cit.*, p.251. Cf. William Molynaux, *The Case of Ireland's Being Bound by Acts of Parliament in England*, Stated, Dublin: Joseph Ray, 1698.

(43) Cf. John Locke, 'Irish Trade Proposal for the Board of Trade, August 24, 1697', in Bourne, *Life of John Locke*, 1876, Vol. 2, pp. 363-72. 厳密には連名の文書である。

(44) Hont, *op.cit.*, p.252. Cf. Charles Davenant, *An Essay upon the Probable Methods of Making a people Gainers in the Balance of Trade*, London: Printed for James Knapton, 1699.

(45) したがって「イングラントをフランスへの「従属」から防衛しようとするナシヨナリスティックな意図」（加藤節「解説」『統治二論』岩波文庫、六〇〇頁）と同時に、「文明化された君主政」が、スコットランドやアイルランドを「従属」させる（「意図」はさておき）機能も持ちえたと言えるかもしれない。かかる論点はヒュームの『イングラント史』等に即して展開可能であろう。参照、犬塚元「文明化された君主政」論の王党派の起源：フイリップ・ウォリック、エドワード・ハイドと、ヒューム」坂本達哉・長尾伸一編『徳・商業・文明社会』京都大学学術出版会、一四七―一七二頁、二〇一五年、木村俊道「君主主義の政治学」大塚元編『政治哲学Ⅱ：啓蒙・改革・革命』第一章、岩波書店、二〇一四年。

(46) Richard H. Cox, *Locke on War and Peace*, Oxford University Press, 1960, p. 194. ロックスは『統治二論』執筆の時期に「ガブリエル・ノーデ」クーデタに関する政治的考察」からのメモがあることを、その根拠の一つとして挙げる。

(47) John Dunn, *The Political Thought of John Locke: An Historical Account of the Argument of the 'Two Treatises of the Government'*, Cambridge University Press, 1969, pp. 138-164. 最終的にタンは「この点でロックが」「貫せず注意を欠いて執筆した」との評価を下す。

(48) ホップズ『リヴァイアサン』第一部第三章。Cf. Thomas Poole, 'Locke on the Federative', LSE Law, Society and Economy

Working Papers 22/2017.

- (49) John Locke, *Some Thoughts Concerning Reading and Study for a Gentleman*, *idem*, *Political Essays*, Mark Goldie (ed.), Cambridge University Press, 1997, p. 351 (山田園子・吉村伸夫訳『ロック政治論集』法政大学出版局、二〇〇七年、三三三頁) この二分法に立脚した研究として、中神由美子「実践としての政治、アートとしての政治—ジョン・ロック政治思想の再構成」創文社、二〇〇三年も参照。また辻康夫「ジョン・ロックの政治思想—近代的諸価値の意義と脆弱性(一)—(五・完)」「国家学会雑誌」一〇六巻一・二号、七・八号、九・一〇号、一〇七巻七・八号、一〇八巻三・四号、一九九三—九五(五年)は、その「補論」において、この二分法をグロティウス、プーフエンドルフと連続する区別であると指摘する。
- (50) 木村俊道『文明の作法』、同『文明と教養の〈政治〉近代デモクラシー以前の政治思想』講談社選書メチエ、二〇一三年。
- (51) Locke, *Some Thoughts Concerning Education*, J. W. and J. S. Yolton eds., Clarendon Press, 1989, p. 200 (服部知文訳『教育に関する考察』岩波文庫、一九六七年、二二三—四頁)。
- (52) かかる側面を強調する研究として、辻前掲論文を参照。
- (53) このことは、ロックの立論が、オランダとフランスの覇権争いと、プロテスタントとカトリックの宗派争いの一方にコミットすることを前提としていることを示しており、既存の国際関係から解放される形で国制論を展開していなかったことを示唆する。主権者に対する政治的服従の根拠を、世俗的な形で提示することに失敗している(「天への訴え」に着手する判断根拠を善良なキリスト者(プロテスタント)の良心に求めざるを得なかったが故に、無神論者もカトリックも寛容の対象から除外された)とすると、その指摘とも符合する。John Dunn, *Consent in the Political Theory of John Locke*, in *Political Obligation in Its Historical Context*, Cambridge University Press, 2009, p. 31; *idem*, *The Political Thought of John Locke*, p. 127; I. Hont, *Adam Smith's history of law and government as political theory*, in R. Bourke and R. Guess eds., *Political Judgement: Essays for John Dunn*, Cambridge University Press, 2009, pp. 134-5. なお、寛容概念に内在するパラドックス故に、寛容・不寛容の線引きが個別具体的な文脈に依存した「思慮」となるざるを得ない点については、以下を参照。山岡龍一「リベラリズムの誕生と逆説」姜尚中・齋藤純一編『逆光の政治哲学—不正義から問い返す』法律文化社、二〇一六年、第二章。また辻前掲論文(第二部第一章第二節)は、この点を国際社会の組織化の未成熟ゆえの、相互承認や対等性を基礎とする普遍主義の観点の限界と捉える。
- (54) 山田園子「ジョン・ロック『寛容論』の研究」溪水社、二〇〇六年、John Locke, *An essay concerning toleration : and other writings on law and politics, 1667-1683*, edited by J.R. Milton and Philip Milton, Clarendon Press, 2006; *idem*, *Essay on Toleration*, *idem*, *Political Essays*, Mark Goldie (ed.), Cambridge University Press, 1997, pp. 306-313. 辻前掲論文、第二部第二章第五節、中神前掲書、第一部第一章。

- (55) On Allegiance and the Revolution. (1690). Locke, *Political Essays*, pp. 306-313. 『ロック政治論集』二五八―二六八頁。辻前掲論文、第二部第三章第一節、中神前掲書、第一部第三章。
- (56) 『僧主に対するウインディキアエ…神、公共的国家、人民全体それぞれの権利の回復を僧主に抗して請求する』城戸由紀子訳、東信堂、一九九八年。典拠にあたっては、大問と、翻訳に際して付された小問の設問番号を、本文中に記す。
- (57) R. タック前掲書、第六章。辻前掲論文も、『統治二論』の第二論文の論述の順序とブーフェンドルフとの類似性を指摘する（第二部第三章第一節）。
- (58) 太田義器『グロテウス の 国際政治思想―主権国家秩序の形成』ミネルヴァ書房、二〇〇三年、ホント「貿易の嫉妬」序文。
- (59) 犬塚元「啓蒙の物語叙述」の政治思想―ポーコック『野蠻と宗教』とヒューム「思想」一〇〇七号、二〇〇八年三月。
- (60) この点で、『寛容論』前後のテクストを参照することで、ロックがイギリス国内のカトリック教徒の多様性を認識しつつ、全てのカトリック教徒の排除ではなく、イエズス会士の排除に立論を限定していたとの解釈として以下を参照。武井敬亮「国家・教会・個人 ジョン・ロックの世俗社会認識論」京都大学学術出版会、二〇一六年、第二章。John Marshall, *John Locke: Resistance, Religion and Responsibility*, Cambridge University Press, 1994.
- (61) ロックの国際秩序構想のもう一つの可能性について付言しておく。ロックは海外貿易に関与し植民や通商についての専門的知見を持っていた。R. タックが指摘するように（前掲書、第六章）、『統治二論』には、植民地への頻繁な言及が見られ、時にその自由主義と帝國的関与との結びつきが示唆される。かかる植民地に関連する活動について、古典的には、ラスレットが「連合権力」と関連付け、ロックの理論の発展における特に重要なものとした。この解釈の背景には、ロック自身が通商植民地委員会に関与しており、議会による関与に消極的であった、という伝記的事実への着目がある。ラスレットはかかる姿勢と「連合権力」における記述とを重ね合わせ、ロックを、同意による統治の提唱者であると同時に、一貫した理論的「重商主義者」と解釈するのである。Peter Laslett, John Locke, *The Great Recoinage, and the Origins of the Board of Trade*, 1695-1698, *The William and Mary Quarterly*, No. 3 (Jul. 1957), pp. 370-402. また辻前掲論文は、議会を構成するジェントルマンに対するロックの不信感を重ねて解釈する（第二部第三章第三節）。これに対し、「連合権力」は「自然状態」における諸個人が持っている法的地位に由来し、植民地の提督や議会との関係を説明するにあたって、ラスレットの解釈は説得的ではないとの指摘もある。Dunn, *The Political Thought of John Locke*, p. 162. 私見では、ロックの立論において、国家形成に先行して通商関係が想定されていることを考慮すると（2. 50, 78-86）、「連合権力」は、ヨーロッパにおけるように国家間の共通の合意によって、土地所有の境界線がある程度確定している状況下での、他の国々と「戦争と和平、盟約と同盟、その他すべての交渉を行う権力」として主として理解されるべきであるように思われる。

これに対して、各地の植民地への展開は、「人類の偉大な共有地としてなお残っている大海」(580)を介して行われる。ここでは、陸における土地の占有と境界線の確定とは異なった論理の展開の余地がある。往々にして植民には国王による勅許が必要であったがゆえに、植民活動や海外貿易と国王大権との間には何らかの関係があったとも言えるが、同時に現地で展開する主体の側からすると、それは自然状態における諸個人の活動に近いとも言いうる。つまり、植民や海外貿易の活動は、土地の面としての占有を前提とする「帝国」や「主権国家」を軸とする国際秩序に収斂せず、各拠点をつなぐネットワーク型の「海洋」秩序としても解釈可能ではなからうか（海洋が「共有地」であるとの指摘は、本稿でも示唆したオランダの貿易独占に対する牽制とも読みうる）。スコットランドとアイルランドの先の事例は、「海洋」展開を考える両国に対して、イングランドが陸の論理で封じ込めたとも言える。

(62) John Dunn, *The dilemma of humanitarian intervention: the executive power of the Law of Nature, after God*, in *The History of Political Theory and other essays*, Cambridge University Press, 1996.

(63) 本稿では詳述できないが、『法の精神』における「連合権力」の欠如と主権論の弱さは、中規模国家が相互依存しながら平和裏に併存し、相互に勢力を均衡させるといふ国際秩序観に基づく、対外的脅威の希薄さと関連していたと思われる。彼としては対外的脅威を強調するよりも、対外的脅威を封じ込めるような言説・世界観の普及に関心があつたと言うべきなのかもしれない。これらの点については拙稿「*imperium vs respublica?*」を参照。また、王権の強化と対外的脅威との関連については、拙稿「フランス政治思想史における複合国家論と主権論」岩井淳・竹澤祐丈編『複合国家論の可能性』ミネルヴァ書房、近刊も参照。

(64) 高坂正堯『古典外交の成熟と崩壊』中央公論社、一九七八年。

(65) E. H. カール『危機の二十年』原彬久訳、岩波文庫、二〇一一年、第一章（原著一九三九年）。